

「写」

年数発第 1203001 号
年企発第 1203002 号
平成 20 年 12 月 3 日

地方厚生（支）局長 殿

厚生労働省年金局数理課長
厚生労働省年金局企業年金国民年金基金課長
(公印省略)

「厚生年金基金の設立要件について」の一部改正について

「厚生年金基金の設立要件について」（平成元年 3 月 29 日企年発第 23 号・年数発第 4 号）の一部を下記のように改正したので、貴管下の厚生年金基金の指導について遺漏のないよう配慮されたい。

記

「厚生年金基金の設立要件について」の一部改正について

「厚生年金基金の設立要件について（平成元年 3 月 29 日企年発第 23 号・年数発第 4 号）」の一部を次のように改正する。

第 1 の 7 の次に次のように加える。

8 その他

次に掲げる事項のいずれかに該当するに至った場合を除き、設立事業所を減少させる規約の変更については認可の対象であり、当該減少の場合には、第百四十四条に基づき、厚生年金適用事業所の事業主及び被保険者の同意を得ている必要があること。

- (1) 設立事業所の事業主が死亡したとき
- (2) 法人が破産手続開始の決定により解散したとき



厚生年金基金の設立要件について（平成元年3月29日企年発第23号・年数発第4号）

別紙	改正案	現行
<p>別紙 第1 設立に関する事項 1～7 (略) 8 その他</p>	<p>厚生年金基金設立認可基準取扱要領 第1 設立に関する事項 1～7 (略) 8 その他 <u>次に掲げる事項のいずれかに該当するに至った場合を除き、設立事業所を減少させる規約の変更については認可の対象であり、当該減少の場合には、第百四十四条に基づき、厚生年金適用事業所の事業主及び被保険者の同意を得ている必要があること。</u> <u>(1) 設立事業所の事業主が死亡したとき</u> <u>(2) 法人が破産手続開始の決定により解散したとき</u></p>	<p>別紙 第1 設立に関する事項 1～7 (略)</p>

【参考】当該通知に係る相談事例

問1 厚生年金の適用事業所でなくなった設立事業所の減少に伴う規約の変更については、届出事項とされていましたが、このたび示された通知の取扱いは、通知に例示されたケース以外の場合は、全て事業主及び加入員の同意を必要とする認可事項とするのでしょうか。

答 この通知は、厚生年金の適用事業所でなくなったことをもって、一律に届出事項としていたこれまでの取扱いを、企業の合併や事業譲渡等、事業主の経営方針等から、当該事業所の企業活動は継続しているものの、厚生年金の適用事業所でなくなった場合については、任意脱退する事業所と同等の取扱いにしようとするものです。

この取扱いは、当該事業所に使用されている加入員にとっては、企業の方針により、基金の上乗せ給付がなくなる（減額される）ことになることから、同意の取得を義務づけるとともに、認可事項とするものです。

したがって、企業活動が停止したことにより、厚生年金の適用事業所でなくなった場合等、「法人が破産手続開始の決定により解散したとき」と同様な場合には、従来どおり届出事項として取り扱うこととなります。

問2 この通知による取扱いは、いつからになるのでしょうか。

答 基金及びその設立事業所に対する周知期間を確保する必要がありますので、平成21年度以降の減少事案から施行することとします。

問3 この通知の取扱いに変更されることにより、留意する点はありますか。

答 基金は、設立事業所が厚生年金の適用事業所でなくなった場合であっても、その原因が企業の合併等企業の経営方針によるものであるときは、任意脱退と同様の手続きとなること、したがって計画段階から基金と十分に協議して進める必要があることを周知してください。

また、申請書に記載する規約変更理由に、適用事業所でなくなった原因が分かるよう記載していただくことが必要となります。

平成21年4月から

設立事業所の全喪による「届出」の一部が「認可申請」に変わります。

従来、設立事業所が全喪したことによる規約の変更につきましては、厚生局長あての届出とされていましたが、平成20年12月3日に「厚生年金基金の設立要件について（平成元年3月29日企年発第23号通知）」が一部改正されたことにより、基金の設立事業所が合併や事業譲渡等により全喪することとなった場合については、任意脱退に準じた認可申請が必要となります。

また、事業主と被保険者の同意書が必要となることから事業主への事前の周知をお願いいたします。

※破産などの事業の廃止や休業等企業活動の停止については従来どおりの届出となりますが、理由書の記載方法が変わります。

◆手続きの留意事項

1. 合併や事業譲渡等による全喪の場合

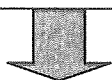
- ①手続きは全喪前に行っていただきます。
- ②厚生年金保険法第144条第1項に基づき事業主及び被保険者の二分の一以上の同意が必要です（同意書には自署・押印を必要とします。）。
- ③規約の変更には、代議員会の議決を必要としますが、急施を要する場合は理事会の承認を受けたうえで理事長専決とすることができます。
- ④規約変更の認可の申請をする際には、上記②の同意書の写しと代議員会、若しくは理事会の会議録の謄本又は抄本（基金の理事長が原本証明したもの）を添付して下さい。
- ⑤届出事項と認可事項とを区別するため、規約変更理由書に全喪の原因を必ず記載して下さい。
- ⑥規約変更の適用年月日は全喪予定年月日の前日です。

2. 上記1以外の場合

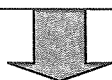
- ①手続きは全喪後に行っていただきます。
- ②届出の場合でも全喪原因を確認するため1-⑤の場合と同様に規約変更理由書に全喪原因を必ず記載して下さい。
- ③全喪年月日を確認するため引き続き社会保険事務所へ提出した全喪届の写し（要社会保険事務所受付印）等を添付して下さい。
- ④規約変更の適用年月日は全喪年月日の前日です。

合併や事業譲渡等による全喪の場合の標準的な事務処理の流れ

①事業所合併に伴う全喪予定を基金が把握



②同意書の取得が必要になることを事前に基金から事業主に伝達



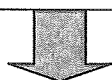
③事業所にて被保険者からの同意書の取得、事業主の同意書の作成後、基金に提出



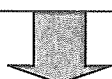
④代議員会にて規約変更の議決



⑤基金にて認可申請書を作成し、厚生局宛提出



⑥厚生局の認可



事業所の全喪